

# 吉岡町教育研究所 教育支援センター 「吉岡町ふれあい教室」

開設 平成10年10月1日  
代表者職氏名 教育長 山口 和良  
所在地 〒370-3692 北群馬郡吉岡町下野田560番地  
吉岡町コミュニティセンター内  
電話 / F A X TEL(0279)54-3111 (吉岡町教育委員会学校教育室)  
FAX(0279)54-8681



## 1 運営の目的

- (1) 吉岡町に在住する不登校児童生徒に対し、集団生活への適応を促し、学校生活への復帰を援助するために「吉岡町教育支援センター」（以下「教育支援センター」という）を設置する。
- (2) 教育支援センターは、吉岡町教育委員会が管内の各学校との連携のもとに、教育相談、集団生活への適応指導等を組織的・計画的に行う。

## 2 令和8年度職員の構成・分担

会計年度職員2名  
(指導及び相談員、事務担当として)

## 3 入室対象及び受入状況

### (1) 入室対象

不登校又は不登校傾向の吉岡町在住の児童生徒で、本人及び、保護者が入室を希望し、在籍の学校長が申し出た者。

### (2) 受け入れ状況(令和7年度)

小学生 1名  
中学生 4名

## 4 令和8年度開設状況

### (1) 開設日時

学校の休業日を除く月曜日～金曜日  
9:00～15:00

### (2) 開設期間

1学期 4月7日～7月17日  
2学期 9月1日～12月24日  
3学期 1月7日～3月12日(中3)  
24日(小6)  
26日(～小5)  
(中1、2)

### (3) 日時程

入室の児童生徒の実態によって適切な時程を作成する。

### (4) 主な行事予定(令和8年度)

入室の児童生徒の実態にあわせて、適宜、安全に配慮した上で野外観察や野外活動を取り入れる。

## 5 入室・退室の進め方

### (1) 入室の手続き

入室を希望する児童生徒の保護者は在籍の学校長に申し出る。  
在籍の校長は、依頼書及び調査書を添えて教育長に申し出る。  
教育長は、申し出があったとき、入室会議(教育長、事務局長、指導員、当該学校長)により入室を検討する。

保護者の相談受付

相談

- ・ふれあい教室見学・体験

#### 保護者（入室願書）

- ・保護者は吉岡町ふれあい教室への入室許可願いを校長に提出する。

（入室許可願い）

#### 学 校（入室依頼書及び個人調査書）

- ・校長は教育長及び担当者と入室について協議し、入室依頼書及び個人調査書を教育長（研究所所長）に提出する。

#### 教育委員会（入室会議）

- ・受け入れについて協議
- ・教育長（研究所所長）は校長、保護者に入室の承諾を通知する。

（入室承認）

#### 学 校（教育委員会からの入室通知）

（入室連絡）

#### 保護者

## (2) 退室の手続き

- ・年度末をもって全員退室とする。
- ・年度途中で入室児童生徒が学校へ登校可能となった場合。ただし退室後も在籍校と連絡を密に取り、児童生徒への適応を支援する。

## 6 学校、家庭及び関係機関との連携

### (1) 学校との連携

入室している児童生徒について「出席状況報告書」を毎月在籍学校長に報告する。また、教室での状況について担任・特別支援コーディネータとの情報交換を実施する。

定期的・又は随時、入室している児童生徒の在籍校の学級担任、特別支援コーディネータ、自習室担当、S C、S S W、管理職、

Y'ODS との情報交換等により連携を密にする。

特に再登校の兆しが見えてきた場合は学級担任と連携を密にし、情報交換を頻繁にする。必要に応じて指導員が学校への送迎をし、登校できるようにする。

### (2) 家庭との連携

随時保護者面談・電話相談を行う。また、場合によっては家庭訪問を行う。

### (3) 関係機関との連携

それぞれのケースについて必要に応じて、学校との連携の中で関係機関との連携を図り、問題の解決に努める。

## 7 特色ある活動

緑あふれる静かな環境を生かして、花壇整備や公園での軽スポーツや自然観察等、児童生徒の興味・関心に沿った活動。

町に1校の吉岡中学校から歩いて近い環境なので、必要に応じて学校へ行く機会を多くすることが可能である。

少人数により、きめ細やかな指導。

児童・生徒の自主的な活動への支援。